

7. 環境の保全及び創造のための措置

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示すとおりである。

7.1 工事計画

- ・ 工事計画の策定にあたっては、可能な限り最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機械の使用等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努める。

7.2 交通計画

- ・ 工事関連車両の走行にあたっては、歩道が整備された幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の時間帯に集中することがないように、車両走行ルート of 適切な選定、走行時間帯の配慮、輸送率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努める。

7.3 緑化計画

- ・ 事業計画地内に整備する道路には、緑地帯を設けることとし、その植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努める。具体的な緑化計画については、今後、詳細な設計と併せて、関係機関と協議・調整を行い、決定する。

7.4 廃棄物に関する計画

- ・ 建設副産物の再利用の促進を図るとともに、公共建設事業の円滑な推進を図るため、本市の建設工事に伴う発生残土のうち減量化、再利用しても、なお、処分が必要となる陸上発生残土を埋立土砂として有効に活用する。
- ・ 事業計画地内で発生したコンクリートがらについては、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図る。
- ・ 方塊、砕石及び中詰砂については、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図るとともに、再利用可能な材料については、護岸築造の材料として再利用を検討する。
- ・ 廃棄物の処理・処分にあっては、法令に定められた基準等に基づき、適正に処理するとともに、輸送の際は、住居地域が少ないルート of 選択や廃棄物の搬出時にはシートで覆う等の飛散防止に努め、周辺地域の生活環境に十分配慮するものとする。

7.5 環境保全計画

7.5.1 大気質

a) 建設工事中

- ・ 工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型建設機械の使用、散水の実施等により、大気汚染による環境影響の回避又は低減に努める。
- ・ 建設機械の稼働については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。
- ・ 船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制する。
- ・ 船舶の航行にあたっては、航行速度の最適化に努め、高負荷運転をしないよう関係者への周知徹底を図る。
- ・ 建設資材等の運搬は、車両走行ルート of 通行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理を行う。
- ・ 車両走行ルートの適切な設定を行い、歩道を有する幹線道路や高速道路の利用を優先する。
- ・ 工事関連車両のタイヤ洗浄等により粉じんの飛散防止に努める。

7.5.2 水質・底質

a) 埋立地の存在時

- ・ 水質・底質に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地の整備のために必要な最小限の面積とする。
- ・ 埋立地周辺の環境を定期的にモニタリングし、汚染の有無を監視する。

b) 建設工事中

- ・ 建設工事の実施にあたっては、工事着手前に水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に従い、関係機関と協議し、適切な対応及び手続きを進める。
- ・ 公共残土等の受入は、外周護岸などにより土砂が周辺海域に流出しない措置を講じた上で行う。
- ・ 周辺海域への濁りの流出を極力防止するため、工事施工区域内に汚濁防止膜を展張するなど、濁りの拡散を最小限にとどめるよう努める。
- ・ 工事期間中の工事排水や作業員等の生活排水について、当該地区において下水道は基盤整備工事にて整備する予定であることから、雨水及び污水管が整備されるまでは、工事排水（雨水・濁水）は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、濁水処理施設、沈殿池で管理して、水は海域へ排水し沈殿物は一般廃棄物で処理する。工事中の汚水（し尿）は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、仮設浄化槽で処理し、水質管理を行ったうえで、海域へ排水するか、汚水の排出量が少ない期間については、汲み取りにより、周辺のし尿処理場へ搬出する。

7.5.3 騒音・振動・低周波音

a) 建設工事中

- ・ 工事計画の策定にあたっては、一時的に工事が集中しないよう工事工程を調整するとともに、周辺環境への影響の小さい工法を採用する。
- ・ 建設機械については、低公害型機械の使用、十分な点検・整備等の対策を講じる。
- ・ 建設工事の実施にあたっては、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。
- ・ 多くの作業船が同時に稼働しないように工程調整に努めるほか、作業船や建設機械の点検を十分行うように施工業者を指導する。
- ・ 工事用車両の走行にあたっては、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。
- ・ 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
- ・ 建設機械の稼働に伴う振動低減のため、地盤の整地に努める。
- ・ 作業船の運航にあたっては、航行速度の最適化に努め、低周波音が大きくなる高負荷運転時間の減少に努めるよう関係者への周知徹底を図る。

7.5.4 廃棄物・残土

a) 建設工事中

- ・ 建設副産物の再利用の促進を図るとともに、公共建設事業の円滑な推進を図るため、本市の建設工事に伴う発生残土のうち減量化、再利用しても、なお処分が必要となる陸上発生残土を埋立土砂として有効に活用する。
- ・ 事業計画地内で発生したコンクリートがらについては、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図る。
- ・ 方塊、碎石及び中詰砂については、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図るとともに、再利用可能な材料については、護岸築造の材料として再利用を検討する。
- ・ 廃棄物の処理・処分にあっては、法令に定められた基準等に基づき、適性に処理するとともに、輸送の際は、住居地域が少ないルートの選択や廃棄物の搬出時にはシートで覆う等の飛散防止に努め、周辺地域の生活環境に十分配慮するものとする。
- ・ 建設工事に伴う建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な工法の選定、廃棄物の分別コンテナの設置等の措置を講じる。

7.5.5 水 象

a) 埋立地の存在時

- ・ 水象に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地の整備のために必要な最小限の面積となるよう、周辺水域の流れや流況に及ぼす影響が軽微となるよう配慮する。

7.5.6 動物・植物・生態系

a) 埋立地の存在時

- ・ 埋立地の計画にあたっては、護岸の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地の整備のために必要な最小限の面積とするなど、海域動物・植物の生息・生育環境や海域生態系、水域の保全に努める。
- ・ 工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、工事施工区域内での汚濁防止膜の展張等により、粉じん、騒音、振動、濁水等による海域動物・植物の生息・生育環境や海域生態系に及ぼす影響の低減に配慮する。
- ・ 公共残土等の受入は、外周護岸などにより土砂が周辺海域に流出しない措置を講じた上で行う。

b) 建設工事中

- ・ 工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施、汚濁防止膜の展張等により、粉じん、騒音、振動、濁水等による陸域動物の生息・生育環境に及ぼす影響の低減に配慮する。
- ・ コアジサシは、工事の実施にあたっては、環境省が公表している「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」に基づき、防鳥ネットによる被覆等の営巣防止策を実施する。その上で、営巣が確認された場合には、付近を原則立ち入り禁止とする等、配慮・対策を行う。
- ・ 埋立地の計画にあたっては、護岸の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地に必要な最小限の面積とする等、動物、植物の生息・生育環境や水域の保全に努める。
- ・ 事業計画地内に整備する道路に緑地帯を設けるほか、道路の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努める。
- ・ 事業に関連して発生したごみは適切な方法での処分、定期的な清掃等を行い、鳥類の誤食や怪我防止に努める。

7.5.7 景観

a) 埋立地の存在時

- ・ 埋立地について、周辺の埋立地の景観との調和に配慮するとともに、事業計画地内に整備する道路には、緑地帯を設けることとし、その植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努める。

7.6 大阪市環境基本計画に基づく対応

「大阪市環境基本計画」において定められた持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活かした5つの戦略「1：地域、市民、事業者との連携強化」「2：経済、社会、環境の統合的な向上」「3：持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」「4：国際展開の強化」「5：持続可能で効率的な行政運営」及び、5つの環境施策「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」「地球環境への貢献」「すべての主体の参加と協働」に配慮するとともに、前述の環境の保全及び創造のために講じる予定の措置を実行することで、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現に寄与する計画の推進に努める。

8. 事後調査の方針

本事業の実施にあたっては、表 8.1 に示す内容について、事後調査を行う計画としている。

なお、事後調査の結果、本事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議の上、適切な対策等を検討、実施する。

事後調査の詳細については、今後、関係機関と協議の上、決定する。

表 8.1 事後調査計画

	調査項目	調査時期、期間 及び頻度	調査地点及び範囲
建設 工事中	建設機械の稼働状況 工事関連車両の台数	工事期間中	事業計画地内
	水質 水素イオン濃度 (pH)	工事中 (地盤改良工事中) 1 回/週	<ul style="list-style-type: none"> • No. A 地点 (調査地点に準拠。6.3 水質・底質 図 6.3.2 参照) • No. B 地点 (調査地点に準拠。6.3 水質・底質 図 6.3.2 参照) • 木津川河口 • 住吉川河口
	水質 濁度	工事中 (護岸建設中) 1 回/日	
	水質 浮遊物質量 (SS)、 不揮発性浮遊物質量 (FSS)	工事中 (護岸建設中) 1 回/週	
	水質 化学的酸素要求量 (COD)、 総窒素 (T-N)、全リン (T-P)、 溶存酸素 (DO)	工事中 (護岸概成時) 2 回	
	騒音・振動・低周波音 建設作業騒音・振動・低周波音	工事最盛期平日 2 回 工事実施時間帯	事業敷地境界 3 地点 (工事状況に基づき決定)
	騒音・振動 道路交通騒音・振動	工事最盛期平日 2 回 工事実施時間帯	<ul style="list-style-type: none"> • No. ④地点 (調査地点に準拠。6.4 騒音 図 6.4.1 参照) • No. ⑤地点 (調査地点に準拠。6.4 騒音 図 6.4.1 参照)
	廃棄物・残土 種類別発生量・排出量 (有効利用 量・処分量)	工事期間中	事業計画地内

(注) 1. 工事最盛期の時期は、工事の進捗状況を踏まえて最終的に決定する。

2. 濁度の調査日程については、工事の作業日に合わせて実施する。

9. 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

9.1 方法書についての意見と事業者見解

9.1.1 住民からの意見

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、本事業の環境影響評価方法書に関する、住民からの環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかった。

9.1.2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく、本事業の環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表9.1に示すとおりである。

表 9.1 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
〔水質・底質〕	
潮汐により河口域の濁度などへの影響も考えられることから、事後調査計画の作成にあたっては、予測結果を踏まえつつ、河口域における調査地点を追加すること。	環境影響評価実施済み箇所の建設工事中においては、潮汐により河口域の濁度などへの影響も考えられることを踏まえ、工事の影響による濁りを測定する地点と工事の影響を受けにくいバックグラウンド地点を設定し、事後調査を実施しています。本環境影響評価の事後調査においても、同様に、現地調査地点に加えて、河口域の濁度などへの影響を把握する地点を設定するよう、事後調査計画を作成します。
〔騒音、振動、低周波音〕	
道路交通の調査地点周辺において、環境保全施設（集合住宅）があるため、環境騒音・環境振動・低周波音の調査地点を追加し、環境への影響を確認すること。	道路交通の調査地点No.③は、環境保全施設（集合住宅）が立地していることを踏まえ、本事業の影響を最も大きく受ける建物北側（市道浜口南港線（住之江通）に面する箇所）を対象として、設定した地点になります。一方で、本集合住宅は、南北に立地しており、市道浜口南港線（住之江通）の道路交通の影響が小さい場所にも住宅が存在します。このことを踏まえ、本集合住宅の西側に立地する南港東公園において、道路交通の影響が小さい地点を選定し、環境騒音・環境振動・低周波音を調査することとします。
〔景 観〕	
事業計画地の上部に架かる平林大橋からは、現状では北側に障害物がなく、景観資源である港大橋や水域等を眺望できることから、この貴重な広がりを感じられる景観の保全について確認するため、調査及び予測地点を追加すること。	事業計画地の上部に架かる平林大橋から景観資源である港大橋や水域等を眺望できることを踏まえ、平林大橋上から港大橋や海域等が眺望できる景観の現地調査及び予測地点を追加し、それらの景観について予測・評価し、景観の保全について検討します。

10. 特定届出の種類

本事業に必要な特定届出等は、以下に示すとおりである。

【特定届出等】

- (1) 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出

【許可等】

- (1) 公有水面埋立法第 2 条第 1 項の規定による許可
- (2) 港則法第 31 条第 1 項の規定による許可

11. 委託先の氏名等

委託先の名称 : 株式会社 建設技術研究所

代表者の氏名 : 代表取締役社長執行役員 西村 達也

主たる事務所の所在地 : 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1 (日本橋浜町Fタワー)